

会員の皆さん！

企業の経営者や従業員がもしもの時のために



生命傷害共済に 入りましょう!!

経営者

家族

従業員

生命傷害共済

月掛**800円**で
最高
300万円の保障

傷害共済

月掛**300円**で
最高
200万円の保障

生命傷害共済の特徴

- ◆経営者・従業員・経営者の家族で健康な方ならどなたでも加入できます。
[生命傷害共済(6歳以上64歳以下)、傷害共済(6歳以上79歳以下)の方なら掛金は一律で加入できます。]
- ◆仕事中・仕事中以外の事故でも労災とは別に保障されます。
[労災保険とは別に24時間保障されます。]
- ◆収支計算により剰余金が出た場合、配当金として返戻します。
[昨年度実績 月掛2,200円コースで年2,640円の配当]
- ◆掛金は必要経費として全額損金に算入できます。
[事業所が役員も含めて従業員のために負担した掛け金]



保障の範囲と月掛掛金

【おすすめプラン】

月掛共済掛金	800円	1,100円	1,400円	2,200円	3,000円	
疾病死亡	100万円	100万円	100万円	200万円	300万円	
傷害死亡	200万円	300万円	400万円	600万円	800万円	
災害死亡	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,300万円	
後遺障害	傷害	10-80万円	20-160万円	30-240万円	40-320万円	50-400万円
	災害	20-160万円	40-320万円	60-480万円	80-640万円	100-800万円
傷害入院(一日)	1,200円	2,400円	3,600円	4,800円	4,800円	
傷害通院(一日)	600円	1,200円	1,800円	2,400円	2,400円	

【傷害共済】

	300円	600円
	-	-
	100万円	200万円
	200万円	400万円
	10-80万円	20-160万円
	20-160万円	40-320万円
	1,200円	2,400円
	600円	1,200円

(お問い合わせ・お申し込代理所)

久喜市商工会

本所 ☎0480-21-1154

菖蒲支所 ☎0480-85-0311
鷲宮支所 ☎0480-58-1202
栗橋支所 ☎0480-52-1559

(取り扱い)

埼玉県中小企業共済協同組合

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5
TEL 048(644)4281 FAX 048(644)4188

経営者のあなたと家族・従業員を守る

中小企業者のための 共済制度



企業の福利厚生に！

安くて幅広い保障！

安心です！

所得補償共済

経営者・従業員が病気やケガで働けなくなった
ときの所得を補償する制度です。

◆月額掛金(1口) **500円**

- 掛金は年齢・職種に関係なく一律です。
- 加入口数は被共済者一人につき最高20口まで加入することができます。ただし、被共済者の前年平均所得額が限度です。

◆加入資格 15歳から65歳未満

- 継続延長は70歳迄です。

◆1口あたりの年齢別月額補償額

年齢	補償額	年齢	補償額
15歳～19歳	97,500円	40歳～44歳	30,900円
20歳～24歳	66,900円	45歳～49歳	25,800円
25歳～29歳	59,400円	50歳～54歳	22,200円
30歳～34歳	48,000円	55歳～59歳	20,700円
35歳～39歳	38,400円	60歳～64歳	19,800円

業務上・業務外を問わず補償します

自動車事故費用共済

万一の自動車事故のときのあなたの
経済的負担を軽減する制度です。
他の保険とは別にお支払いします。

◆車種別掛金(300万円契約の場合)

車種	年払	月払
1 乗用自動車	12,100円	1,210円
2 軽乗用自動車	7,600円	760円
3 貨物(2 t超)	19,600円	1,960円
4 // (2 t以下)	16,600円	1,660円
5 小型貨物自動車	12,100円	1,210円
6 軽貨物自動車	7,600円	760円

◆補償内容(100万/200万円契約あり)

車種	年払
死亡共済金	300万円
後遺障害共済金	12～300万円
入院共済金	日額 4,500円
通院共済金	日額 2,250円
対物担保特約	30,000円
車両事故特約	30,000円



共済金は契約者に支払います

・・・詳しくは代理所にお問い合わせください・・・